第5の8の8の8―1(3)イ③表2(3)の欄中「ロ②dの(i)から(iii)」を「ロ②eの(i)から(vii)」に改める。

第5の8の8の8―1(3)イ④表1(3)の欄中「ロ②dの(i)から(iii)」を「ロ②eの(i)から(vii)」に改め、同表2(3)の欄中「すべて」を「全て」に改める。

第5の8の8の8―1(3)ロ②c中「f」を「g」に改める。

第5の8の8の8―1(3)ロ②e中「d(i)」を「d(i)(a)」に改め、eをfとする。

第5の8の8の8―1(3)ロ②中eをfとし、同e中「又はd」を「、d又はe」に改め、eをfとし、同d中「(床仕上げ材と床構造又は床下地構造材の間に床暖房パネル（モルタル、合板等の基材の間に温水パイプその他これに類するものを有するパネルをいい、基材にモルタルを用いる場合を除き、厚さ15㎜以内のものに限る。)が施工されたものを含む。)」を削り、同d(i)中「床仕上げ材がcの(i)から(vi)までに掲げる床仕上げ材又は次に掲げる基準に適合する木質系のフローリング材であって、当該床仕上げ材が」を「d(i)(a)に掲げる床仕上げ材が」に改め、(a)及び(b)を削り、同d(ii)中「(木質面材の下部に脚を有し、当該木質面材と床構造の間に空気層を有する床下地構造材をいう。以下同じ。)」を削り、同d(iii)(b)中「アスファルト系面材その他これに類する」を削り、同d(iii)(c)中「(木質面材であって、それらの厚さの合計が12㎜以上であるものに限る。)」を削り、同d(iii)(e)の次に次のように加える。

(f)　(d)で設けた空隙部分における空気の流通を確保すること。

第5の8の8の8―1(3)ロ②d(iii)(d)中「のアスファルト系面材その他これに類する」を「以上の」に改める。

第5の8の8の8―1(3)ロ②d中(iii)を(iv)とし、同(ii)の次に次のように加える。

(iii)　(i)の床仕上げ材が、次に掲げる基準に適合する乾式二重床下地構造材の上に設けられているもの

(a)　脚の直上に存する木質面材が、厚さ20㎜以上の合板、構造用パネル又はパーティクルボードであり、かつ、縦方向及び横方向のいずれも曲げ強さ18.0N／㎟以上であること。

(b)　(a)の木質面材の直上に、面密度30kg／㎡以上の制振上有効な面材が設けられていること。

(c)　(b)の制振上有効な面材の直上に、捨張り材が設けられていること。

(d)　(i)の床仕上げ材及び(a)から(c)までに掲げる面材その他乾式二重床下地構造材を構成する材料が、室周囲の壁から構造上独立しており、かつ、それらの間に、空隙が設けられている部分があること。

(e)　d(i)(g)に適合するものであること。

(iv)　(i)の床仕上げ材が、次に掲げる基準に適合する乾式二重床下地構造材の上に設けられているもの

(a)　脚の直上に存する木質面材が、厚さ20㎜以上の合板、構造用パネル又はパーティクルボードであり、かつ、縦方向及び横方向のいずれも曲げ強さ18.0N／㎟以上であること。

(b)　(a)の木質面材の直上に、面密度30kg／㎡以上の制振上有効な面材が設けられていること。

(c)　(b)の制振上有効な面材の直上に、厚さ10㎜以上の繊維強化セメント板が設けられていること。

(d)　(c)の繊維強化セメント板の直上に、捨張り材が設けられていること。

(e)　(i)の床仕上げ材及び(a)から(d)までに掲げる面材その他乾式二重床下地構造材を構成する材料が、室周囲の壁から構造上独立しており、かつ、それらの間に、空隙が設けられている部分があること。

(f)　脚が次に掲げる基準に適合すること。

(イ)　d(i)(g)(イ)及び(ハ)に適合するものであること。

(ロ)　下端が、ゴム硬度70度以下のゴムであること。

(v)　d(i)(a)から(g)までに適合し、d(i)(f)で設けた空隙部分における空気の流通を確保したもの

(vi)　d(ii)(a)から(f)までに適合し、d(ii)(e)で設けた空隙部分における空気の流通を確保したもの

第5の8の8の8―1(3)ロ②中dをeとし、この次に次のように加える。

d　次に掲げる床仕上げ構造（床仕上げ材と床構造又は床下地構造材の間に床暖房パネル（モルタル、合板等の基材の間に温水パイプその他これに類するものを有するパネルをいい、基材にモルタルを用いる場合を除き、厚さ15㎜以内のものに限る。)が施工されたものを含む。以下eにおいて同じ。)にあっては、aのΔLを5dBとすることができるものとすること。

(i)　(a)の床仕上げ材が、(b)から(h)までに掲げる基準に適合する乾式二重床下地構造材（木質面材の下部に脚を有し、当該木質面材と床構造の間に空気層を有する床下地構造材をいう。以下同じ。)の上に設けられているもの

(a)　cの(i)から(vi)までに掲げる床仕上げ材又は次に掲げる基準に適合する木質系のフローリング材であること。

(イ)　断面構成が一様であること。

(ロ)　床仕上げ材の合計の厚さ（床暖房パネルの厚さを除く。)が16㎜以下であること。

(b)　脚の直上に存する木質面材が、厚さ20㎜以上の合板、構造用パネル又はパーティクルボードであり、かつ、縦方向及び横方向のいずれも曲げ強さ18.0N／㎟以上であること。

(c)　(b)の木質面材の直上に、面密度30kg／㎡以上のアスファルト系面材その他これに類する制振上有効な面材（以下「制振上有効な面材」という。)が設けられていること。

(d)　(c)の制振上有効な面材の直上に、厚さ10㎜以上の繊維強化セメント板が設けられていること。

(e)　(d)の繊維強化セメント板の直上に、捨張り材（木質面材であって、それらの厚さの合計が12㎜以上であるものに限る。以下(ii)及びe(ii)から(iv)までにおいて同じ。)が設けられていること。

(f)　(a)の床仕上げ材及び(b)から(e)までに掲げる面材その他乾式二重床下地構造材を構成する材料が、室周囲の壁から構造上独立しており、かつ、それらの間に、空隙が設けられている部分があること。

(g)　脚が次に掲げる基準に適合すること。

(イ)　1㎡当たり4個以上が均一な配置で設けられていること。ただし、室周囲の壁から50㎝以内の部分にあっては、この限りでない。

(ロ)　下端が、ゴム硬度50度以下のゴムであること。

(ハ)　脚の長さが、下端のゴムを含めて108㎜以上であること。

(h)　幅木等を施工し、(f)で設けた空隙部分における空気の流通を抑えること。

(ii)　(i)(a)の床仕上げ材が、次に掲げる基準に適合する乾式二重床下地構造材の上に設けられているもの

(a)　脚の直上に存する木質面材が、厚さ20㎜以上の合板、構造用パネル又はパーティクルボードであり、かつ、縦方向及び横方向のいずれも曲げ強さ18.0N／㎟以上であること。

(b)　(a)の木質面材の直上に、厚さ24㎜以上の合板2枚が接着して設けられていること。

(c)　(b)の合板の直上に、面密度30kg／㎡以上の制振上有効な面材が設けられていること。

(d)　(c)の制振上有効な面材の直上に、捨張り材が設けられていること。

(e)　(i)(a)の床仕上げ材及び(a)から(d)までに掲げる面材その他乾式二重床下地構造材を構成する材料が、室周囲の壁から構造上独立しており、かつ、それらの間に、空隙が設けられている部分があること。

(f)　脚が(i)(g)に適合すること。

(g)　(i)(h)に適合すること。

第5の8の8の8―2(3)イ⑤d中「8－1(3)ロ②f」を「8－1(3)ロ②g」に改める。

第5の8の8の8―3(3)イ①c中「モルタル塗り又はプラスター塗り」を「モルタル塗又はプラスター塗」に改める。

第5の9の9の9―1(2)イ④中「すべて」を「全て」に改める。

第5の9の9の9―1(3)イ④a表備考1の項中「45度以下」の下に「(ハ③のaからdまでに掲げる基準に適合している場合を含む。)」を加える。